

老人福祉施設整備費補助金 手続きの流れ

	申請手続き	提出書類	備考
1	事前協議	事前協議書、個別調書、整備計画、図面、老朽度調査表、写真	整備予定年度の前年度(4月末日まで)に提出
2	内示		
3	設計審査	設計審査依頼書(様式1)、見積書、工事仕様書、工事設計図	県土木部にて書類審査を実施 ※指摘事項がある場合、回答や修正の必要があります
4	入札	●入札前:入札参加者の届出(様式第1号) ●入札後:入札結果及び契約内容の届出(様式第2号)	入札前:入札決定通知の10日前までに提出 入札後:契約後1週間以内に提出
5		工事着工報告書(様式第4号)	着工後5日以内に提出
6	交付申請	交付申請書(様式第1号)、申請額内訳書、事業計画、収支予算書抄本、工事仕様書、契約書、平面図、配置図	交付申請を受けて、交付決定を行います
7	中間検査	工事中間点届出書(様式第3号)	届出書を受けて中間検査実施(提出期限:1ヶ月前)
8		工事進捗状況報告書(様式第5号)	12月末現在の状況を翌年1月10日までに報告
9	完了検査	工事完了時点届出書	届出書を受けて完了検査実施(提出期限:1ヶ月前)
10	実績報告	実績報告書(様式第3号)、積算額内訳、工事費費目内訳書、収支決算書抄本、工事仕様書、写真ほか	事業完了後1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日に提出

島根県老人福祉施設整備費補助金交付要綱のほか、以下の要綱等に基づき申請手続きを行う必要があります。

- ・島根県社会福祉施設等の整備手続きに関する要綱・・・事前協議
- ・社会福祉施設等施設整備に関する契約事務取扱要領・・・設計審査、入札、中間検査、完了検査

各手続の詳細は交付要綱等をご確認ください。